(3) 労働力不足により実施する事業であること。
(4) 国内市場の縮小により、海外市場の開拓又は確保によらなければ成長が見込めないため実施する事業であること。

ニ　海外事業が被災地域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第三項に規定する特定被災区域をいう。次条第二項第四号において同じ。）の復興に資するものであること。

四　前号に規定する特定資金の貸付け等については、円高等対策特別相談窓口関係外国法人（第一条第三号トに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者と資本関係を有する海外事業のために設立された法人をいう。）への資金融通を行わせることを目的として実施する貸付けを含むものとする。

五　第一条第三号ヌに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、第一条第三号ヌに掲げる相談窓口に係る事案に係る災害により被害を受けた平成二十三年タイ洪水被害に関する特別相談窓口関係外国法人への資金融通を行わせることを目的として実施する貸付けを含むものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第十二条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給の支給の対象は、次に掲げるものとする。

一　平成二十四年三月八日までに行われる特定資金の貸付けであって、第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害により被害を受けた福島県南会津郡只見町及び大沼郡金山町の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を町長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

二　平成二十四年三月二十五日までに行われる特定資金の貸付けであって、第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町、奈良県吉野郡天川村及び十津川村並びに和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

三　平成二十四年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第三号トに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とするもの（運転資金に係る特定資金の貸付けに限る。）

四　平成二十四年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第三号トに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中小企業者等に限る。）を対象とする設備資金に係るもの（被災地域の復興に資する設備投資を貸付対象とした設備資金に係る特定資金の貸付けに限る。）

五　前条第三号に規定する特定資金の貸付け等

六　平成二十四年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、第一条第三号トに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中堅企業及び大企業に限る。）を対象とする設備資金に係るもの

3　利子補給金の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一　前項第一号又は第二号に掲げる者を対象とする場合は、公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一千万円（組合については、三千万円）を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

二　前項第三号に掲げる者（最近における売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比し五パーセント以上減少している者に限る。）を対象とする場合は、年〇・三パーセントとする。

三　前項第三号に掲げる者（雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、年〇・二パーセントとする。

四　前二号は、同時に適用することができるものとする。

五　前項第四号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、特定資金の貸付けの日から当初二年間年〇・五パーセントとする。

六　前号は、第二号、第三号及び次号と同時に適用することができないものとする。

七　前項第五号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

八　前号は、第二号、第三号及び第五号と同時に適用することはできないものとする。

九　前項第六号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初二年間年〇・五パーセントとする。

4　前項第一号の利子補給率については、第二項第一号に掲げる貸付けを対象とする場合は、平成二十三年八月一日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができ、同項第二号に掲げる貸付けを対象とする場合は、同年九月五日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十三条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第九条各号に掲げる者に対するツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第一条第三号トに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中堅企業等に限る。）を対象とするツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等については、法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　第五条第十二項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項